

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

航空機部分品等免税制度の延長を求めています！ ～安定的な部品調達に向けて、国は免税の継続を！～

「航空機部品等免税制度」とは、航空機の部分品や航空機およびその部分品の製作に使用する素材については、それが国産困難な場合、外国から輸入する際に、その関税を免除するもので、昭和26年度（1951年度）に導入されました。

本邦航空会社で使用している民間航空機は、現在、概ね海外メーカーが製造しています（一部、国内メーカーが共同開発に参画しているケースあり）が、その部分品についても、国内での生産者不在や規格品の指定などを理由に国内で製造することが困難なものが少なくなく、それらは輸入に依存しています。

同制度は、航空産業における国産開発状況や国際競争力の程度など、取り巻く情勢をふまえて適用されていますが、令和4年度末に期限切れとなるにあたって、その取扱いが検討されています。

航空連合は、本制度が航空機部品の安定的な調達に大きく寄与しているとの認識にあり、関係各所に対して、その**延長を強く要望**していきます。

航空連合の主張

- ✓ **コロナ後の需要回復局面では**運航回数に連動して各部品の交換等を必要とする整備作業が増え、**部分品等の輸入量も増大**することが見込まれる。
- ✓ **航空機部分品等の安定的な調達・確保、何より安全運航を堅持**するためにも、**本制度の延長は不可欠**である。